

## 【財政・金融委員会】

### (1) 審議概観

第144回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願2種類3件は、いずれも保留とした。

財政金融

#### 〔法律案の審査〕

平成9年秋以来、政府は累次の貸し済り対策を講じてきた。平成10年8月28日に閣議決定された「中小企業等貸し済り対策大綱」では、信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による信用保証制度の拡充とあわせて政府系金融機関の融資制度の拡充が盛り込まれた。しかし、依然として貸し済りは解消しておらず、企業を取り巻く資金調達環境は一層厳しいものとなっている。

そこで、平成10年11月16日の緊急経済対策においては、中堅企業向けの貸し済り対策を抜本的に強化するとともに、今後見込まれる社債の大量償還に対応するため、融資、民間銀行借入れへの保証、社債への応募機能の活用に加え、年末・期末に向けて企業の資金需要に機動的に対応するため、設備投資と関連のない長期（1年以上）の運転資金の融資を本格化することとなった。

このような背景の下、日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫が、平成13年3月31日までを限り、民間金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少（いわゆる貸し済り）等が生じていることによりその実施に支障を生じている事業の円滑な遂行を図るために必要な資金を貸し付けること等ができるよう、**日本開発銀行法等の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、発議者、大蔵大臣及び日本開発銀行総裁、北海道東北開発公庫総裁、沖縄振興開発金融公庫理事長等に対し質疑を行い、貸し済りの実態、政府系金融機関の融資資金の償還確実性等に関する議論がなされた。

また、中堅企業向けの融資に対する審査体制の確立の必要性に関する指摘に対しては、日本開発銀行総裁より、償還確実性の原則を踏まえ、融資体制の確立及び融資審査基準の策定に努めるとともに、代理貸し制度の導入により、迅速に中堅企業向けの資金供給を行っていきたいとの答弁があった。

質疑を終了し、討論の後、同法律案は賛成多数で可決された。

#### 〔国政調査等〕

第143回国会閉会後の11月19日から20日までの2日間にわたり、地方における経済・財政・金融情勢、税務・税関行政の状況等に関する実情調査のため、熊本県及び福岡県に委員派遣を行い、12月8日に派遣委員の報告を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成10年12月8日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員大野功統君から趣旨説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成10年12月10日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員大野功統君、同井奥貞雄君、同小池百合子君、宮澤大蔵大臣、政府委員、会計検査院当局、参考人日本開発銀行総裁小粥正巳君、北海道東北開発公庫総裁濱本英輔君及び沖縄振興開発金融公庫理事長塚越則男君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。  
(衆第1号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院  
反対会派 共産  
なお、附帯決議を行った。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた。

### ○平成10年12月14日（月）（第3回）

- 請願第31号外2件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

## (3) 成立議案の要旨・附帯決議

### 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案（衆第1号）

#### 【要 旨】

##### 1 日本開発銀行法等の一部改正

日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、平成13年3月31日までを限り、金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少等が生じてることによりその実施に支障を生じている産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業の円滑な遂行を図るために、事業の実施に伴い必要な長期運転資金及び社債の償還に必要な資金を貸し付けること等ができる。

##### 2 その他

この法律は、公布の日から施行する。

### 【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今回の措置が、貸し渋り対策として、臨時特例的な措置であることを踏まえ、平成13年3月末までの期限を徹底すること。また、特殊法人改革の趣旨を引き続き尊重し、民業補完の原則を遵守すること。
- 一 日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫の融資等に当たっては、償還確実性の原則の趣旨を踏まえ、これらの機関の健全性の保持に努めること。
- 一 日本開発銀行等においては、明確な融資選定基準を事前に作成するとともに、融資審査について十分な体制整備を図り、適切な信用リスクの把握に努めること。特に融資の際、事業収益の回復が見込まれない企業に対する運転資金を対象除外とすること。なお、日本開発銀行等からいわゆる代理貸しを委託される民間金融機関においても、融資選定基準を遵守すること。
- 一 日本開発銀行等においては、本法施行の時より、不良債権の状況について、半期毎を目途にこれを主務大臣に報告・公表に努めること。
- 一 日本開発銀行による民間金融機関の債権の譲り受けの実施に当たっては、民間金融機関の不良債権の付け替えとなる事態を回避し、また、日本開発銀行等による融資が、民間金融機関の資金回収に充てられる事態を回避すること。

右決議する。

#### (4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会	委 員 会	本 会 議	委 員 会	委 員 会	本 会 議
					付 託	議 決	議 決	付 託	議 決	議 決
1	日本開発銀行法等の一部を改正する法律案	大野 功統君 外4名 (10.12. 1)	10.12. 2	10.12. 4	10.12. 4 可	10.12. 10 附帯決議 可	10.12. 11 決	10.12. 2 大 藏 可	10.12. 3 附帯決議 可	10.12. 4 決